

令和4年度広島港宇品クルーズターミナル（仮称）建設事業
公募型プロポーザル説明書

1 事業概要

(1) 事業の目的

世界的なクルーズ人口の増大を背景に国内外のラグジュアリークラスやプレミアムクラスを中心に多くのクルーズ客船が寄港している広島港宇品地区において、国際交流人口を拡大し地域の活性化を図るため、クルーズ船受入環境の充実に取り組むこととしている。本事業は、12万トン級のクルーズ客船寄港時における乗客（約2,700人）の円滑な入出国審査が行えるクルーズターミナルを整備するものである。

(2) 事業内容

別紙「要求水準書」のとおり

(3) 履行期間

令和4年9月定例広島県議会の議決の翌日から令和6年3月29日まで

(4) 参考額

780,000千円（税抜き）

2 公募要件等の決定

(1) 選定委員会

ア 選定委員会を設置し、次のことを行う。

(ア) 公告、公募型プロポーザル説明書、要求水準書、事業者決定基準の審議

(イ) 技術提案書のヒアリング

(ウ) 技術提案書の評価及び優先交渉権者の選定

イ 選定委員会は、次の委員をもって構成し、広島県土木建築局総括官（空港港湾）を選定委員長とする。

広島県土木建築局総括官（空港港湾）

広島県土木建築局総括官（建築技術）

広島県土木建築局営繕課長

広島県商工労働局観光課長

広島県土木建築局港湾漁港整備課長

ウ 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

エ 選定委員会は、次のことについて有識者の意見を聴かなければならない。

(ア) 公告、公募型プロポーザル説明書、要求水準書、事業者決定基準の審議

(イ) 技術提案書の評価及び優先交渉権者の選定

オ 有識者については、学識関係者3名に委嘱している。

カ 選定委員会の庶務は港湾漁港整備課において行う。

(2) 審査委員会

ア 審査委員会は、土木建築局指名業者等選定委員会で規定する全体委員会により行い、次のことについて審査を行う。

(ア) 公告、公募型プロポーザル説明書、要求水準書、事業者決定基準の決定

(イ) 技術提案書の審査及び優先交渉権者の決定

イ 全体委員会の審査は、選定委員会の審議を踏まえて行う。

ウ 全体委員会の組織、運営その他の必要な事項は、土木建築局建設工事指名業者等選考事務取扱要領の定めによるものとする。

3 公告、要求水準書及び公募型プロポーザル説明書の閲覧及び交付

公告、要求水準書及び公募型プロポーザル説明書は、広島県ホームページで閲覧する。

交付については、当該公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「公募型プロポーザル参加希望者」という。）が、広島県ホームページからダウンロードすることを原則とする。

(1) 閲覧及び交付

広島県ホームページ 港湾振興課

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/102/>)

(2) 交付期間

令和4年4月25日（月）から令和4年6月10日（金）までの毎日
午前9時から午後4時30分まで

4 要求水準書及び公募型プロポーザル参加資格に関する質問

(1) 要求水準書に関する質問書

要求水準書に関する質問は、要求水準書に対する質問書（様式第3-1号）に記載し、持参により提出することができる。

ア 質問書の提出先

広島県土木建築局港湾振興課

イ 質問書の提出期間

令和4年5月16日（月）から令和4年5月27日（金）の毎日（休日を除く。）
午前9時から午後4時30分まで

(2) 公募型プロポーザル参加資格に関する質問

公募型プロポーザル参加資格に関する質問は、要求水準書に対する質問書（様式第3-2号）に記載し、持参により提出することができる。

ア 質問書の提出先

広島県土木建築局港湾振興課

イ 質問書の提出期間

令和4年5月16日（月）から令和4年5月27日（金）の毎日（休日を除く。）
午前9時から午後4時30分まで

(3) 質問に対する回答

質問書に対する回答（様式第3-3号）に記載し、広島県ホームページで閲覧に供する。

ア 回答の閲覧先

広島県ホームページ

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/102/>)

イ 回答期限

令和4年5月30日（月）
午前9時から午後4時30分まで

5 公募型プロポーザル参加資格の確認

(1) 公募型プロポーザル参加希望者は、公告に定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「参加資格確認申請書」という。）及び添付書類

を、持参又は郵便等により提出すること。郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法によるものとする。

ア 参加資格確認申請の提出

広島県土木建築局港湾振興課

イ 提出期間

令和4年5月31日（火）から令和4年6月10日（金）までの毎日（休日を除く。）

午前9時から午後4時30分まで

- (2) 確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、本事業の公募型プロポーザルに参加することができる。
- (3) 発注者は、提出された参加資格確認申請書等を、公募型プロポーザルの目的以外に無断で使用しない。
- (4) 公募型プロポーザル参加資格の適否を確認し、公告に定める期限までに、公募型プロポーザル参加希望者にその者に係る確認結果を、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第2号）に記載し通知する。

6 資格要件を満たさない者との取扱い

- (1) 公募型プロポーザル参加資格に適合しないとされた者は、資格要件に適合しない理由の説明を求めること（以下「不適合理由説明請求」という。）ができる。
- (2) 不適合理由説明請求を行おうとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認結果通知日から起算して3日以内に、不適合理由説明請求書（任意様式）を提出すること。

ア 提出先

広島県土木建築局港湾振興課

- (3) 契約担当課は、不適合理由説明請求を受けたときは、書面に理由を記載し回答する。

7 技術提案書の提出

- (1) 公募型プロポーザル参加者は、公告の定める期間までに、技術提案書を作成し、持参又は郵便等により提出すること。
- (2) 郵便等による提出は、書留郵便その他これに準じる方法とする。
- (3) 技術提案書の作成方法及び提出

ア 作成方法

技術提案書作成要領に基づき技術提案書、価格提案書（様式第8号）及び価格提案内訳書（様式第9号）を作成し提出する。

イ 提出先

広島県土木建築局港湾振興課

ウ 提出期間

令和4年6月27日（月）から令和4年7月5日（火）までの毎日（休日を除く。）

午前9時から午後4時30分

ただし、郵送等により提出する場合は、提出期限までに必着すること。

8 技術提案の審査・評価、優先交渉権者の選定

(1) 技術提案書の確認

選定委員会は、公募型プロポーザル参加者からヒアリングを行い、技術提案書の内容について説明を受けるとともに、不明な点について質疑を行う。

ア ヒアリング実施予定日
令和4年7月11日（月）（予定）

イ ヒアリングの詳細
公募型プロポーザル参加資格確認結果を通知後、別途通知する。

(2) 技術提案書の審査及び評価

審査委員会及び選定委員会は、技術提案書について、別に定める事業者決定基準に基づき審査及び評価を行う。

(3) 優先交渉権者の選定

選定委員会は、選定委員による評価を基に順位付けを行う。

技術提案の順位付けは、選定委員会の審議経過を踏まえ審査委員会へ諮り決定することとし、決定した順位付けの第1順位の参加者を優先交渉権者とする。

9 公募型プロポーザルの辞退

公募型プロポーザルを辞退する場合は、公募型プロポーザル辞退届（様式第7号）を提出すること。

ア 提出先
広島県土木建築局港湾振興課

イ 提出期間
令和4年6月27日（月）から令和4年7月5日（火）までの毎日（休日を除く。）
午前9時から午後4時30分

10 優先交渉権者の通知

(1) 優先交渉権者の通知

公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定したときは、優先交渉権者に決定した旨を優先交渉者の決定通知書（様式第5号）により通知する。

また、優先交渉権者以外の公募型プロポーザル参加希望者に対して、優先交渉権者に選定されなかったその旨を優先交渉権者の非選定通知書（様式第6号）により通知する。

ア 通知期限
令和4年7月22日（金）まで

(2) 公募型プロポーザル結果等の公表

公募型プロポーザルにより優先交渉権者を決定したときは、事業者決定基準に基づく評価値及び選定結果を記載した公募型プロポーザル結果一覧（様式第4号）を閲覧に供する。

ア 公表期間
令和4年7月25日（月）から令和4年8月31日（水）までの毎日

イ 公表方法
広島県ホームページで公表する。

[\(https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/102/\)](https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/102/)

11 優先交渉権者として選定されなかった者に対する理由説明等について

(1) 優先交渉権者として選定されなかった者は、選定されなかった理由の説明を求めること（以下「不適格理由説明請求」という。）ができる。

(2) 不適格理由説明請求を行おうとする者は、優先交渉権者の非選定通知書に記載の期日までに、不適格理由説明請求書（任意様式）を提出すること。

ア 提出先

広島県土木建築局港湾振興課

(3) 契約担当課は、不適格理由説明請求を受けたときは、書面に理由を記載し回答する。

12 予定価格の作成及び見積り合わせ

(1) 予定価格の作成

優先交渉権者の価格提案内訳書を参考に予定価格を作成する。

(2) 見積り合せ・契約

ア 契約担当課は、見積り合せを行い予定価格の範囲内で契約を締結するものとする。なお、予定価格超過のため落札決定しない場合は再度見積り合せを行う。

イ 入札は持参すること限定する。

13 契約等の手続き

(1) 契約の方法

ア 設計業務，建築工事及び工事監理業務を一括契約とする。

イ 契約は議会議決案件であり，見積り合せ後仮契約を行い，議決を受けて本契約とする。

(2) 契約書

契約書には総額，設計業務費，建築工事費，工事監理業務費を記載する。

14 その他

(1) 参加資格申請書及び技術提案書等の作成及び提出に要する費用は，提出者の負担とする。

(2) 提出された参加資格申請書及び技術提案書等は返却しない。

(3) 提出された参加資格申請書及び技術提案書等に虚偽の記載があった場合には，参加資格申請書及び技術提案書等を無効とするとともに，虚偽の記載をした者に対して指名除外等の措置を講じることがある。

15 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

担当課 広島県土木建築局港湾漁港整備課（広島県庁舎北館 2 階）

契約担当課 広島県土木建築局港湾振興課（広島県庁舎北館 2 階）

電話 (082) 513-4026 F A X (082) 223-2463

添付書類

- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- 公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第 2 号）
- 要求水準書等に対する質問書（様式第 3 - 1 号）
- 参加資格に対する質問書（様式第 3 - 2 号）
- 質問書に対する回答（様式第 3 - 3 号）
- 公募型プロポーザル結果一覧（様式第 4 号）
- 優先交渉権者の決定通知書（様式第 5 号）
- 優先交渉権者の非選定通知書（様式第 6 号）
- 公募型プロポーザル辞退届（様式第 7 号）
- 価格提案書・内訳書（様式第 8 号，様式第 9 号）
- 企業の業務実績，技術者の資格・経験業務調書（様式第 10 号）
- 誓約書（様式第 11 号）誓約書（様式第 12 号）
- 技術提案書作成要領，技術提案書様式